

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第124回） （持ち回り開催）

- 日時：令和4年1月24日（月）
- 議題：
 - （1）新規クラスターの発生について
 - （2）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(1/23)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内990～1010例目(県内2425～2445例目)>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日、症状	検査実施
1月22日	1月23日	管内990例目 (県内2425例目)	鳥取市	1/21発熱	県外陽性者の接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内991例目 (県内2426例目)	鳥取市	1/21咽頭痛、喉の違和感	県内陽性者の接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内992例目 (県内2427例目)	鳥取市	1/21発熱、鼻水	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
1月22日	1月23日	管内993例目 (県内2428例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内994例目 (県内2429例目)	鳥取市	1/20下痢	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内995例目 (県内2430例目)	鳥取市	1/20咽頭痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(2回陰性後再検査)
1月22日	1月23日	管内996例目 (県内2431例目)	鳥取市	1/20鼻水	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(2回陰性後再検査)
1月22日	1月23日	管内997例目 (県内2432例目)	鳥取市	1/19 咳	県の無料検査でPCR検査
1月22日	1月23日	管内998例目 (県内2433例目)	鳥取市	1/22発熱、倦怠感、喉の違和感	県の無料検査でPCR検査
1月22日	1月23日	管内999例目 (県内2434例目)	鳥取市	1/21咽頭痛	県内陽性者の接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内1000例目 (県内2435例目)	鳥取市	1/22発熱、全身の痛み、倦怠感	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内1001例目 (県内2436例目)	鳥取市	1/21発熱、咳、痰	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内1002例目 (県内2437例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内1003例目 (県内2438例目)	鳥取市	1/21咽頭痛、喉の違和感	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
1月22日	1月23日	管内1004例目 (県内2439例目)	鳥取市	1/21咽頭痛	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(1/23)以降公表事例)

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日、症状	検査実施
1月22日	1月23日	管内1005例目 (県内2440例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
1月22日	1月23日	管内1006例目 (県内2441例目)	鳥取市	1/20発熱、咳、咽頭痛、鼻水、くしゃみ	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
1月22日	1月23日	管内1007例目 (県内2442例目)	鳥取市	1/20発熱、鼻水、咳	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内1008例目 (県内2443例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内1009例目 (県内2444例目)	鳥取市	1/20咽頭痛	県内陽性者の接触者としてPCR検査
1月22日	1月23日	管内1010例目 (県内2445例目)	鳥取市	1/21発熱、頭痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)

※1月23日陽性確認分の11件(管内1011～1021例目(県内2510～2520例目))の詳細については調査中

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(1/23)以降公表事例)

< 県設置保健所管内：県内2446～2509例目 >

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日、症状	検査実施
1月22日	1月23日	県内2446例目	倉吉	1/20 咳、喉の痛み、発熱、頭痛、倦怠感	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2447例目	倉吉	1/20 鼻水、頭痛、倦怠感、咳	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2448例目	倉吉	1/21 咳、発熱	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2449例目	倉吉	1/21 寒気、頭痛、嘔吐、発熱	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2450例目	倉吉	無症状	無料検査を受検
1月22日	1月23日	県内2451例目	倉吉	無症状	無料検査を受検
1月22日	1月23日	県内2452例目	倉吉	無症状	無料検査を受検
1月22日	1月23日	県内2453例目	米子	1/20 発熱、咽頭痛、咳、頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2454例目	米子	1/19 頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2455例目	米子	1/21 咽頭痛、頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2456例目	米子	1/21 咽頭痛、頭痛、咳	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2457例目	米子	1/19 発熱、悪寒、咽頭痛、頭痛、鼻水	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2458例目	米子	1/20 発熱、頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2459例目	米子	1/16 発熱、咳	無料検査を受検
1月22日	1月23日	県内2460例目	米子	無症状	無料検査を受検
1月22日	1月23日	県内2461例目	米子	1/19 咽頭痛	無料検査を受検
1月22日	1月23日	県内2462例目	米子	1/19 頭痛、咽頭痛	無料検査を受検
1月22日	1月23日	県内2463例目	米子	1/21 発熱、咳	疫学調査として検査

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(1/23)以降公表事例)

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日・症状	検査実施
1月22日	1月23日	県内2464例目	米子	1/21 発熱、頭痛	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2465例目	米子	1/21 発熱	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2466例目	米子	1/22 咳	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2467例目	米子	無症状	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2468例目	米子	1/18 鼻水、発熱	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2469例目	米子	無症状	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2470例目	米子	1/19 咽頭痛	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2471例目	米子	無症状	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2472例目	米子	1/21 微熱、咽頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2473例目	米子	1/19 咽頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2474例目	米子	1/21 咽頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2475例目	米子	1/18 咽頭痛、微熱、咳、痰	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2476例目	米子	1/21 発熱、悪寒、頭痛、吐気、咽頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2477例目	米子	1/8 腋窩リンパ節の痛み	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2478例目	米子	無症状	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2479例目	米子	1/18 発熱、頭痛、咽頭痛、鼻水、寒気	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2480例目	米子	1/22 発熱、倦怠感	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2481例目	米子	1/21 発熱、痰、咳、喉痛	医療機関を受診し検査

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(1/23)以降公表事例)

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日・症状	検査実施
1月22日	1月23日	県内2482例目	米子	1/20 咽頭痛、寒気	自主検査
1月22日	1月23日	県内2483例目	米子	1/21 発熱、倦怠感、咽頭痛、ほてり	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2484例目	米子	1/21 発熱、咽頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2485例目	米子	1/21 咽頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2486例目	米子	1/20 咽頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2487例目	米子	1/21 発熱、腹痛、腰痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2488例目	米子	1/20 発熱	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2489例目	米子	1/22 発熱	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2490例目	米子	1/21 発熱	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2491例目	米子	1/20 発熱	濃厚接触者として健康観察中に検査
1月22日	1月23日	県内2492例目	米子	1/21 咳、咽頭痛	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2493例目	米子	1/20 咽頭痛	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2494例目	米子	1/21 咳	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2495例目	米子	1/21 咳、倦怠感	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2496例目	米子	1/21 発熱、倦怠感、頭痛、咽頭痛	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2497例目	米子	無症状	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2498例目	米子	無症状	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2499例目	米子	1/22 鼻汁	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2500例目	米子	1/22 咳	疫学調査として検査

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(1/23)以降公表事例)

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日・症状	検査実施
1月22日	1月23日	県内2501例目	米子	1/20 咽頭痛	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2502例目	米子	1/21 発熱、関節痛、倦怠感	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2503例目	米子	1/21 倦怠感	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2504例目	米子	1/19 発熱	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2505例目	米子	無症状	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2506例目	米子	無症状	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2507例目	米子	1/22 発熱、頭痛	疫学調査として検査
1月22日	1月23日	県内2508例目	米子	1/22 発熱、咽頭痛	医療機関を受診し検査
1月22日	1月23日	県内2509例目	米子	1/20 咽頭痛	無料検査を受検

<既陽性者との接触>

・接触あり 42名

(接触ありの内訳)

- ・ 県内1979例目 1名
- ・ 県内2212例目 1名
- ・ 県内2219例目 1名
- ・ 県内2288例目 2名
- ・ 県内2344例目 1名
- ・ 県内2379例目 1名
- ・ 県内2400例目 1名
- ・ 県内2416例目 3名
- ・ 県外陽性者 1名

・接触なし 22名

- ・ 県内2015例目 1名
- ・ 県内2215例目 10名
- ・ 県内2237例目 1名
- ・ 県内2297例目 2名
- ・ 県内2362例目 1名
- ・ 県内2388例目 1名
- ・ 県内2409例目 1名
- ・ 県内2421例目 1名
- ・ 県内2090例目 1名
- ・ 県内2216例目 4名
- ・ 県内2285例目 1名
- ・ 県内2323例目 1名
- ・ 県内2368例目 1名
- ・ 県内2397例目 1名
- ・ 県内2412例目 2名
- ・ 県内2483例目 1名

※1月23日陽性確認分の64件(県内2521～2584例目)の詳細については調査中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(38例目)

感染者が利用していた施設で、県内38例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、1/23（日）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターが発生した施設

米子市内の幼稚園

2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

17名

※陽性確認日 1/19：1名、1/20：1名、1/21：10名、
1/22：3名、1/23：2名

（参考）検査件数124名（全園児及び職員）

3. 患者対応

陽性者は入院又はメディカルチェックのうえ在宅での対応

※1/23（日）専門家により現地確認済み。

4. クラスタ対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする

対応状況

- 施設側は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。
 - 1/20（木）から当面の間、施設を臨時休園としており、接触した可能性のある職員及び園児の名簿を米子保健所に提出済み。
- 米子保健所は、条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
 - 1/20（木）～22（土）に陽性者と接触の可能性のある123名のPCR検査を実施済。
 - 当該施設が特定施設に当たるため、早期の再開に向けて、再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。
 - 感染対策の点検調査のため、今後、クラスター対策特命チームが立ち入りを行い、さらに、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

根拠条文（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設利用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 施設利用者全員に連絡した事実を確認するため、施設側から関係者等の情報を提供していただいた。
- 施設側から、直ちに利用者等全員に連絡し、全ての利用者のPCR検査を実施したことを確認していることから、公表は行わない。
- また、施設側から利用者の関係者等に健康不安のある場合のPCR検査を受検勧奨している。
- 今後、説明と矛盾する事実が判明した場合には、公表も視野に対応。

根拠条文（必要な措置の勧告）

第8条第3項 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

対応状況

- 施設側は、自主的に施設を臨時休園中。今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(39例目)

感染者が利用していた施設で、県内39例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、1/23（日）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターが発生した施設

米子市内の認定こども園

2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

6名

※陽性確認日 1/19：1名、1/21：4名、1/22：1名

（参考）検査件数140名（全園児及び職員）

3. 患者対応

陽性者は入院又はメディカルチェックのうえ在宅での対応

※発生要因については、今後現地確認を行う。

4. クラスタ対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする

対応状況

- 施設側は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。
 - 1/20（木）から当面の間、施設を臨時休園としており、接触した可能性のある職員及び園児の名簿を米子保健所に提出済み。
- 米子保健所は、条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
 - 1/21（金）～23（日）に陽性者と接触の可能性がある139名のPCR検査を実施済。
 - 当該施設が特定施設に当たるため、早期の再開に向けて、再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。
 - 感染対策の点検調査のため、今後、クラスター対策特命チームが立ち入りを行い、さらに、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

根拠条文（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設利用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 施設利用者全員に連絡した事実を確認するため、施設側から関係者等の情報を提供していただいた。
- 施設側から、直ちに利用者等全員に連絡し、全ての利用者のPCR検査を実施したことを確認していることから、公表は行わない。
- また、施設側から利用者の関係者等に健康不安のある場合のPCR検査を受検勧奨している。
- 今後、説明と矛盾する事実が判明した場合には、公表も視野に対応。

根拠条文（必要な措置の勧告）

第8条第3項 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

対応状況

- 施設側は、自主的に施設を臨時休園中。今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(40例目)

感染者が利用していた施設で、県内40例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、1/23（日）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターが発生した施設

湯梨浜町立ながせこども園

（所在地：東伯郡湯梨浜町はわい長瀬544）

2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

15名

※陽性確認日 1/21：1名、1/22：1名、1/23：13名

（参考）検査件数150名（園児及び職員）

3. 患者対応

陽性者は入院又はメディカルチェックのうえ在宅での対応

※発生要因については、今後現地確認を行う。

4. クラスタ対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする

対応状況

- 湯梨浜町は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。
 - 1/22（土）から当面の間、施設を臨時休園としており、接触した可能性のある職員及び園児の名簿を倉吉保健所に提出済み。
- 倉吉保健所は、条例に基づき、設置者の湯梨浜町に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
 - 1/22（土）～1/23（日）に陽性者と接触の可能性のある134名のPCR検査を実施済。
 - 1/24（月）に残りの3名のPCR検査を実施予定。
 - 施設は1/21（金）に消毒を実施済。当該施設が特定施設に当たるため、早期の再開に向けて、再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。
 - 感染対策の点検調査のため、今後、クラスター対策特命チームが立ち入りを行い、さらに、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

根拠条文（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 湯梨浜町は、自らのホームページで施設名及び陽性者の情報を公開するとともに、全ての利用者に速やかに連絡済。

根拠条文（必要な措置の勧告）

第8条第3項 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

対応状況

- 湯梨浜町は、自主的に施設を臨時休園中。今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。

県内で発生したクラスター（令和4年1月）

1月以降、昨日までに県内各地で12件のクラスターを確認。

事例番号	確認日	発生施設	所在地	陽性者数（1/23現在）
29	R4.1.10	接待を伴う飲食店	鳥取市	9人
30	R4.1.15	学習塾	鳥取市	15人
31	R4.1.16	久松小学校	鳥取市	16人
32	R4.1.16	中ノ郷小学校	鳥取市	14人
33	R4.1.18	接待を伴う飲食店	境港市	18人
34	R4.1.20	鳥取市内建設現場の休憩室	鳥取市	13人
35	R4.1.20	余子小学校	境港市	7人
36	R4.1.21	日本郵便株式会社倉吉郵便局	倉吉市	8人
37	R4.1.21	専門学校	鳥取市	7人
38	R4.1.23	幼稚園	米子市	17人
39	R4.1.23	認定こども園	米子市	6人
40	R4.1.23	ながせこども園	湯梨浜町	15人

専門家の意見を踏まえた県立学校の点検及び感染防止対策の徹底

◆ クラスタ事例等に係る専門家の調査（1月18日（火）実施）・指摘事項

<基本的対策>

- 不織布マスク、正しいマスクの着用方法の徹底
- 空気の流れを踏まえた換気（一方向で出口は入口より広くする）
- 石鹸等による手洗い・消毒、共用物品の消毒のより一層の徹底

<教科指導>

- 合唱、リコーダーの演奏等、飛沫が多く飛ぶような活動は行わない
- 体育時において、接触を伴う活動は行わない
- 体育等の更衣の際も、マスクを外さない・話をしないことを徹底

<その他>

- 掃除の時間、雑巾がけは控える（目・口が床のウイルスに近い）
- 食事の際は、対面とならない工夫を行い、黙食を徹底する

◆ 県立学校の緊急点検（1月19日（水）、24日（月）実施）

感染対策チェックリストに基づき管理職から聴き取りを行うとともに、部室、職員室等の現地確認

※上記の、確認・指摘事項を踏まえ、ガイドラインの見直しを行い、周知徹底

◎ オミクロン株の感染が急拡大する中、学校の感染防止対策を徹底するため、市町村におかれても、同様の点検をご検討お願いします。

→県教育委員会も、情報提供や人的支援等を実施

幼稚園・保育施設等における感染防止対策

幼稚園のクラスター事例において、専門家による現地指導を踏まえた指導事項

〔職員・園児等のマスク着用〕

- 職員、園児、保護者は、不織布マスクを正しく着用(鼻を出したマスクはダメ)

〔2歳未満児〕マスクの着用が難しいため、小人数単位で接触を減らす工夫を行う

〔可能な限り距離をとった保育活動〕

- 食事の際は、前・横にパーテーションを置く
- ロッカー使用時等は一斉ではなく、間隔を空ける、順番に使用するなど密を回避
- 歯磨き、うがい、手洗いのときに密の回避、終了後に洗浄消毒実施
- 園児送迎時、園児の手拭きタオル、朝の始まりの会等密の回避
- 鍵盤ハーモニカなどマスクを外して使う楽器の使用を控える
- お遊戯、歌遊び等もマスク着用を徹底し、全員一方向、間隔1mを開けて行う

〔2歳未満児〕間隔1mを開けて園児間の距離を確保、活動後の消毒

〔正しい手洗い・手指消毒〕

- 遊びや食事などの前後には、頻繁に手指消毒を実施

〔共有の物品・場所の消毒〕

- 共有物は、頻繁に消毒を実施。消毒が難しいものは、複数購入等で使用後交換。使用済みのものは、消毒。

市町村と連携し、県内幼稚園・保育施設等の緊急点検を感染対策チェックリストに基づき実施<1月25日(火)~31日(月)>

鳥取県版新型コロナウイルス警報（1月24日現在）

県内全域に「特別警報」を発令します。

各圏域でクラスターが発生するなど、県内全域で感染拡大の様相があります。

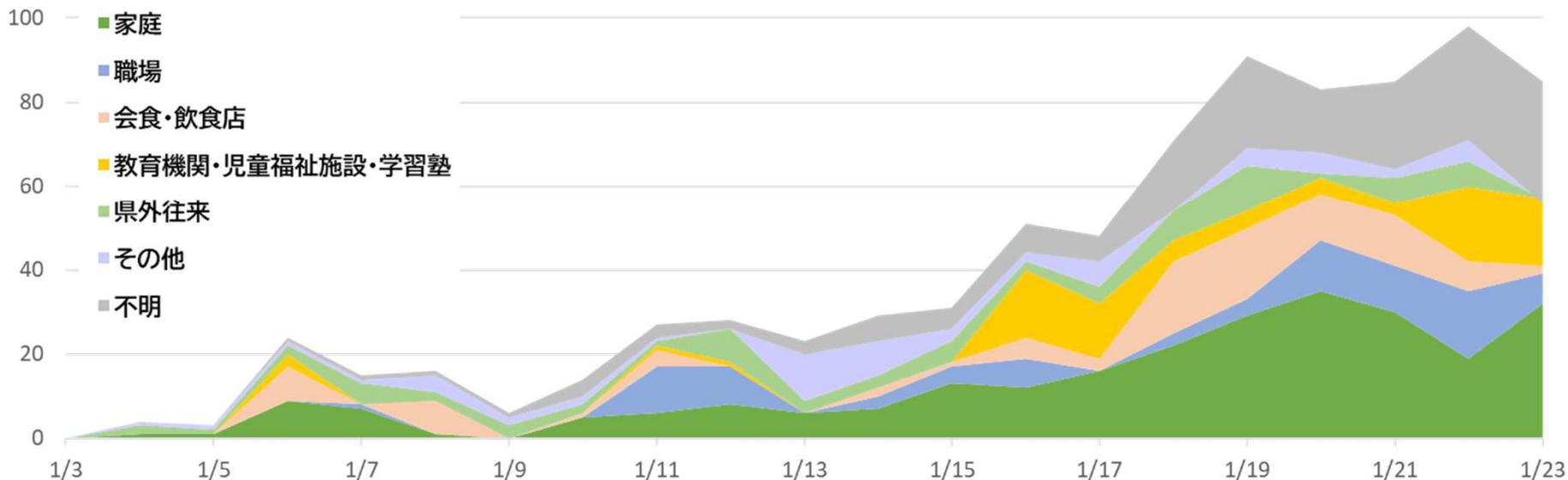
県民の皆様には、高い緊張感をもって感染予防対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	1/24～
中部地区	特別警報	1/24～
西部地区	特別警報	1/18～

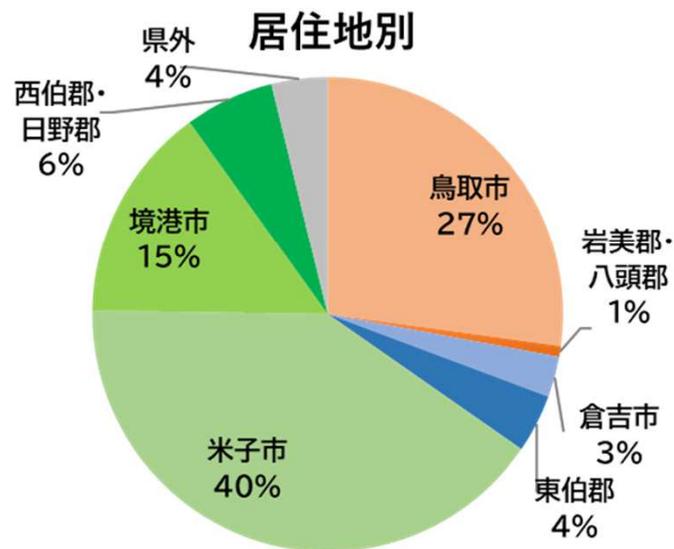
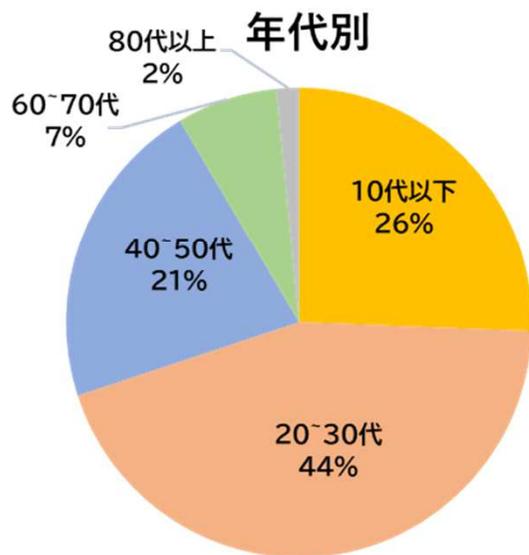
第6波における感染状況 (1/4~1/23公表事例集計)

(実数:人)

推定感染経路 (場所) の推移



【割合】



推定感染経路 (場所)

